





**富山県消防学校**  
富山市友杉424 ☎(0764)29-0686



十月から翌年三月まで救急、救助、無線、予防、機関など専門の短期現任教育を行っています。

火災をはじめあらゆる災害を未然に防ぎ、一旦災害が発生したらその被害を最少限にとどめ、住民の身体、生命と財産を守るのが消防の使命です。

この使命を全うする消防士や団員の教育訓練をするため、消防学校では毎年四月から六カ月間、初任消防士に全寮制で、学科と実科の基礎教育を行います。

入校当初、ひ弱に見えた初任科生徒でも六カ月で見違える心身のたくましさで卒業していくのは、さわやかな姿です。

●表紙  
救助訓練にも気合いが入る



富山県消防学校——表紙・表2  
 関心高まるコミュニティ活動  
 昭和53年富山県政世論調査結果まとめ——1~7  
 県民会館内山分館開館——8~9  
 還元される税(他税4題)——10~11  
 ふるさとの民話⑧  
 高岡城の枡方濬秘聞——12~13  
 安全な自転車の乗り方〈その1〉——14~15  
 転作シリーズ⑤ 果樹の植え付け——16  
 県営弓道場を建設——17

地価調査 土地の標準価格——18~19  
 かしこい消費者シリーズNo21  
 上手なクリーニングの利用法——20~21  
 トピックス 9月16日~10月15日——22~23  
 持たない持たせない凶器の追放運動——24  
 狩猟期の事故防止——24  
 県有美術品紹介  
 花サボテン 下田義寛作——表3  
 受けとりましょう 公給領収証——表4

もくじ

# 関心高まるコミュニティ活動

## 昭和五十三年 富山県政世論調査結果まとめ

昭和五十三年富山県政世論調査の結果がこのほどまとまりました。(通算第九回)

今回の調査は、「住みよい富山県をつくる総合計画(修正計画)」の基本目標に沿って、県民の自治意識や地域の活動を中心とする「コミュニティ」に対する関心、

ボランティア活動の実態や関心、生涯教育への関心・要望など、特に県政のソフトウェア面に關する項目に主眼を置いて実施しました。

本紙では、この調査結果の主な特徴をあげました。



### 〈調査項目〉

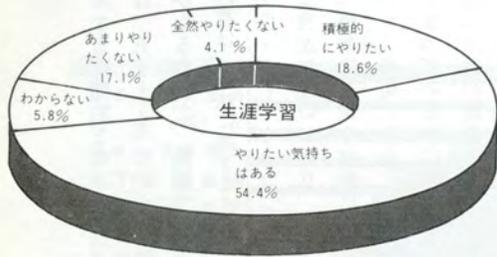
- コミュニティ
- ボランティア
- 防災
- 余暇
- 生涯教育
- 警察
- 広報・公聴
- 県政への要望

### 〈調査設計〉

- 調査地域 富山県全域
- 調査対象 満二十歳以上の男女
- 標本数 一、二〇〇人
- 抽出方法 層化副次無作為抽出法
- 調査時期 五十三年八月一日~八月三十一日
- 調査方法 個別面接調査
- 回収率 九十二・六%  
一、一一一人



表7 学習の意欲



## 増えてきた「趣味」への利用

平日の余暇時間は、「テレビ・ラジオ」です。人が最も多く、

あなたは、余暇時間をどのようにすごしていますか。



余暇

休養型余暇中心である点は、過去の調査(四十九年・五十二年)とほぼ同様ですが、ただ「趣味」に関する余暇利用が少しずつ増えている点が注目されます。今後、余暇時間や収入がふえた場合の余暇の過ごし方について、連休では「一泊以上の国内旅行」が四十一割、「海外旅行」が十四・六割と一位、二位を占めています。四十九・五十一年調査と比較すると休養型余暇が減少し、「一泊以上の国内旅行」や「海外旅行」といった大型余暇利用を望む声の急増が目立ちます。



生涯教育

「人間は一生を通じて学習することが必要である」とよく言

われます。あなたの意欲は……



ボランティア

本来の仕事をはなれて、自分の能力または得意なことを世の中のために進んで役立てる奉仕活動を「ボランティア活動」といいます。このボランティア活動の展開などによる、豊かで心

のかよい合う社会をつくること

は、「住みよい富山県をつくる総合計画(修正計画)」の基本目標です。さて、みなさんのボランティア活動に対する参加状況は……。

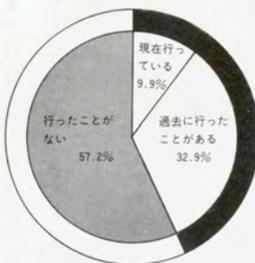
## 参加したい気持ちは十分に……

ボランティア活動の参加経験者は、四十二・八割で、その内容は別図のとおりです。参加したことのない人の、その理由は、「仕事忙しいから」が三十八・六割と最も多いのですが、若い人で「ただなんとなく」と答える人が多いが目立ちます。

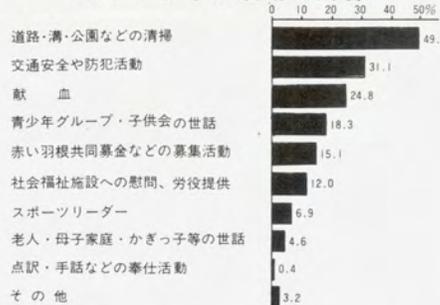
今後の参加意向として、四十一・四割の人が「してみようと思う」と答えています。

ボランティア活動を活発にするため、県や市町村に期待することは、「ボランティアに関する啓蒙や開発その他情報の提供などの広報活動」や「ボランティ

表6 ボランティア活動参加経験



ボランティア活動の内容



ア活動のための施設の提供」などが主なもので、ボランティア活動は「もともと自主的な奉仕活動であるから行政は何もする必要はない」が五・三割でした。



## 地震――まず火の始末

六十四割の人が「今まで地震が少ないし、これからも起らないと思う」として「何も心がけていない」と答え、地震に対する関心は薄いようです。心がけ

ている人は、「地震の起った場合のことについて時々家族で話し合っている」ことが多く、その内容は、「火の始末」に関することが最も多いようです。

### 参考資料

本年6月12日、東日本一帯をおそい、宮城県下に甚大な被害を与えた「宮城県沖地震」に際し、宮城県民は、どのように行動、対応したか。7月に行われたアンケート調査の結果の一部を参考まで。

### こんどの地震の体験で災害に備えぜひとも準備しておくべきと思ったもの

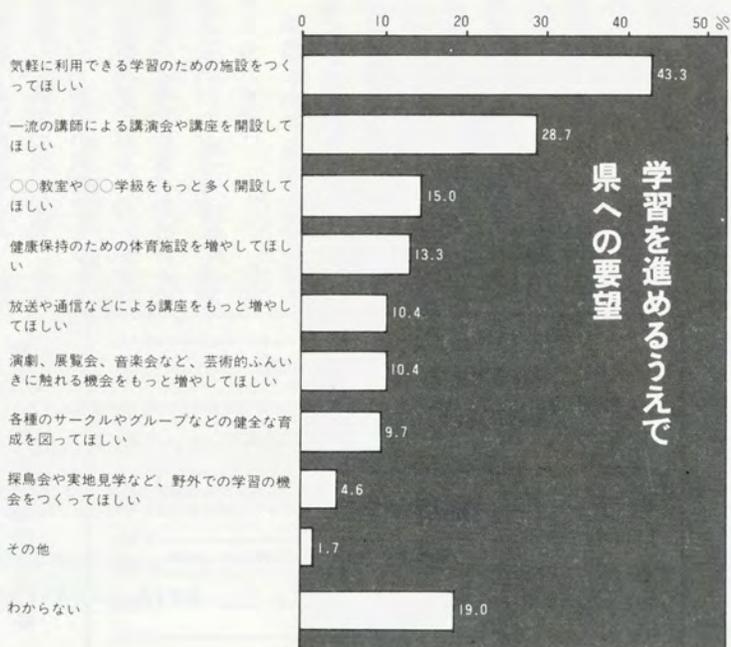


防災

最近、宮城県沖地震など被災のニュースにふれることがありますが、あなたは何か地震に備えて、普段から心がけていることがありますか。

七十三割の人が学習の意欲をもっており、特に二十代、三十代の若い層に強く学習意欲の高まりが表われているのが注目さ

表8



## 学習を進めるうえで県への要望

れます。

学習する時間的なゆとりについては、五十七・六割の人がなるとかなるようで、希望する学習の内容は、「趣味に関するもの」が三十四・五割でトップ。二位、三位は男女に違いがあり、男性では、「職業的知識や技能に関するもの」、「時局、社会、政治問題」となっているのに対し、女性では、「子供の教育に関するもの」、「健康保持に関するもの」となっています。

今後学習を進めるうえで、県に望むことは、「学習のための施設をつくる」や「一流講師による講演会や講座の開設」が中心となっています。

一般の大学としての性格のほか、勤労者、家庭の主婦、高齢者といった一般の社会人にも自由な学習の機会を広く提供することのできる新しい性格をもった大学。五十七・八割の人がこのような大学があればよいと思っており、これらの人のうち七十六・三割の人は、もしあれば自ら受講したいと思っています。



警察

交通事故防止など警察に対するあなたの要望は

### 運転者の教育を... 暴力団の取締りを...

交通事故防止に関し、特に力を入れるべき施策として「運転者に対する安全教育を徹底」や「歩車道を区別するなど道路を改良」などの意見が中心となっています。

警察に特に力を入れて欲しい分野は「暴力団の取締り」が最も多く、次いで「少年の非行化防止」、「迷惑行為の取締り」、「パトロール活動の積極化」などをあげており、平穏な市民生活を妨げるものに対する県民の排除

意識の強さがうかがわれます。

### 広報・公聴



あなたは、県の広報の内容としてどのようなものがあればよいと思いますか。

広報・広聴関係の質問に対しては、

### 高くなってきた県政への関心度

表9 希望する広報内容

くらしに役立つ生活情報	49.1%
県民の利用できるいろいろな施設の紹介	32.0%
県で実施中の重要な仕事の内容やその進みぐあい	30.9%
県の施策の基本となるこれからの計画(県勢計画)の内容など	24.9%
行事や催しもの案内	20.3%
余暇・観光・レクリエーションに役立つもの	16.6%
各種制度の紹介	15.8%
郷土の歴史や文化芸能の紹介	11.0%
地域社会でのユニークな活動など地域の話	11.0%
教養などに関するもの	6.5%

希望する広報内容としては「くらしに役立つ生活情報」をトップに「県民の利用できるいろいろな施設の紹介」や「県で実施中の重要な仕事の内容やその進みぐあい」などに多くの希望がみられます。県政に対する関心度を尋ねたところ、昨年の五十二・七割を上回る五十七・五割の人が一応の関心を持ってしていると答えています。これを性別で見ると男性の関心度が女性より十九・八割上回り、年齢別では四十代の層で七十二・八割と圧倒的に高い関心度となっています。県政に関心のない人のその理由は、「自分の生活に直接関係がない」(二十三・一割)や「県政の内容がむずかしくてわからない」(二十二割)が主なものとなっ

ており、さらに広報活動に努め、県政への理解を深める必要が感じられます。

### 県政への要望

県政について、現在あなたが力を入れてほしい施策は

県政への要望は図表のとおりです。「住みよい富山県をつくる」「物価・消費生活」「社会福祉」「医療・保健衛生」「上下水道整備」、「交通安全対策」の順でその充実整備が望まれています。最も要望度の高い「物価・消費生

活」は、昨年、一昨年も最も要望度の高かったものですが今回は十二・三割の下降を示しています。「富山県に繁栄をもたらす」「道路整備」、「北陸新幹線」、「中小企業対策」、「労働対策」などの順となっていますが、なかでも、「道路整備」は、昨年十九割で第九位であったところ、今回は、二十三・二割で第五位に上昇してきた点が注目されます。「若い世代を育てる」施策では、「青少年の健全育成」や「学校教育」の要望が目立つところ

### 置県百年へ

明治十六年五月九日は、富山県が石川県から分県し、現在の富山県として誕生した日。この日を記念し、県民参加のいろいろな行事などを集中的に行うなど、みんなで県の繁栄と将来について考える日「県の日」(仮称)を設けることについてあなたはどうお考えでしょうか。半数は賛意

このような機に、県民のだけれども、どこでも、いつでも親しんで歌えるような「ふるさとのすばらしい自然や歴史、風俗、文化などをうたった歌」があれば、ということについて、四十八割の人が賛意を表し、四十四・八割の人は「どちらでもよい」と態度を保留しています。「ない方がよい」は六・二割。あなたは、「県の日」(仮称)や「ふるさとのすばらしい自然や歴史、風俗、文化などをうたっ

表11 「県の日」の行事

県民マラソン、県民親子オリエンテーリングなど県民のだけれども気軽にできるようなスポーツ大会	29.6%
ふるさとのすばらしさを再認識するための郷土芸能コンクール	27.8%
各地方の特産物、自慢の地域活動などを内容とする郷土博覧会	18.9%
地域ぐるみで行う道路、溝、公園の清掃などの奉仕活動や社会福祉施設への慰問などを中心とした県民総ボランティア活動	17.0%
地方自治や近隣社会活動などに関する講演会や県民討論会	13.3%
県政功労者の表彰など各種式典の集中実施	8.0%
その他	1.9%
わからない	30.3%

表10



た歌」についてどのようなお考えでしょうか。あなたのご意見を



玄関  
瓦葺き切妻造り 妻入り(あずまだち)は昔日の豪農の面影を残す



開館と同時に文化的行事が次々に行なわれている  
——野立て——



棗(なつめ)形の手水鉢から見る美しい庭園



丹山端石  
広大な庭園の中央には富士形の巨石を中心に左右2個の平石を配して丹山端石と命名。いずれも京都鞍馬産の紅石である

# 県民会館 内山(越中の豪農) 分館開館



銅鼓  
不正四辺形の月見台

- 利用時間  
午前9時から午後4時まで
- 見学科  
一般(大学生を含む)——100円  
生徒児童——50円  
(団体割引があります)
- 使用料 (例)  
奥座敷・中座敷を使用する場合  
半日——1,900円  
1日——3,700円  
書院と控の間を使用する場合  
半日——1,100円  
1日——2,100円  
茶室を使用する場合  
半日——800円  
1日——1,600円
- 休館日  
毎週火曜日と12月29日から1月3日まで

また、広大な庭園には樹齢百年をこえる古木や多種類の庭木、名石等が配置され、深遠な趣き生活ぶりを紹介しています。県民の皆様のご来館を、心からお待ちしております。

**特色を活かして利用しよう**  
この分館の利用時間等は、次のとおりです。

茶室  
藪の内流の粋を集めたもので 床の間の床は赤松の1枚板で7つの節の形が良い



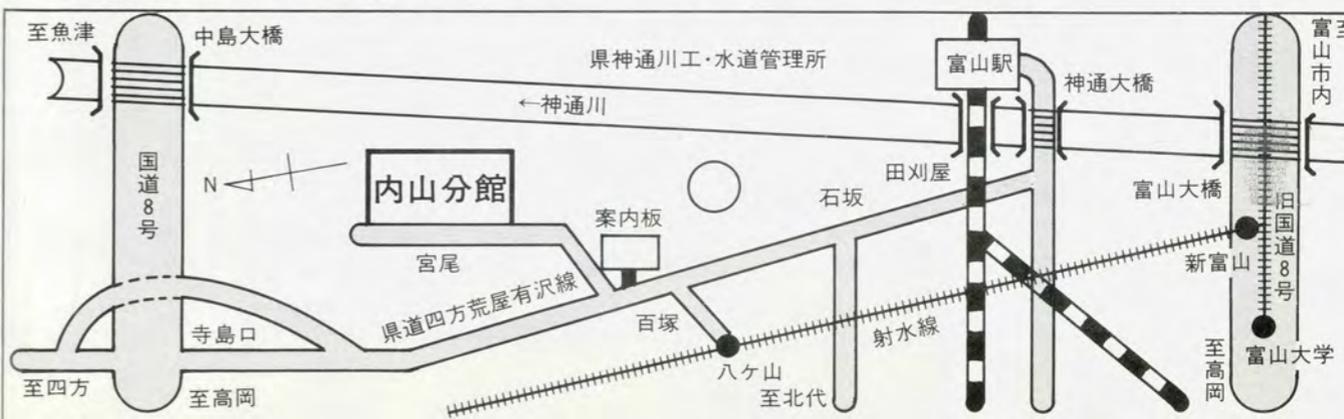
——謡曲——奥座敷で

**豪農の屋敷 そのまま**  
県民会館の分館として開館した富山市宮尾にある内山家は、越中の一千石地主といわれた豪農でした。  
昭和五十二年八月、当主が東京へ移住されるに際し、邸宅、庭園等を富山県が譲り受けたものです。  
現在の邸宅は、慶応四年(一八六八年)に建てられたもので瓦葺き切妻造り妻入り(あずまだち)の木造一部二階建て(延べ一、三七〇平方メートル)で、広間型の民家です。

**観覧や 文化的諸行事に**  
このような、歴史的・文化的に価値の高い邸宅を県民の財産として、現状のまま保護・保存するとともに、県民会館内山分館として十月一日から一般の方の観覧と、お茶・お花等の文化的諸行事の開催の場として利用いただくことになりました。  
また、邸内には内山家から寄贈された美術品、民俗資料などを展示し、越中における農家の



内山分館開館で訪れる人は多い——県政バスもコースの中に——



# 還元される税

税金は「とられるもの」という考えが一般的にありますが、わたしたちが税を納めたあとの使いみちも考えてみる必要があります。

たとえば、図1は、幼稚園の園児から、高校の生徒一人が、一年間に必要とした教育費用ですが、高校では実に九十五・四割（四四四、一一六円）が公費、つまり税金でまかなわれており、父母が負担する私費（授業料など）は、残りの四・六割（二一四七六円）となっています。教育費ばかりでなく、道路整備や住宅、上・下水道等の公共事業、お年寄りや身体の不自由な方々への年金、福祉事業など民間で採算のとれにくい部門の費用は、わたしたちの税金で、その全部あるいは一部がまかなわれています。



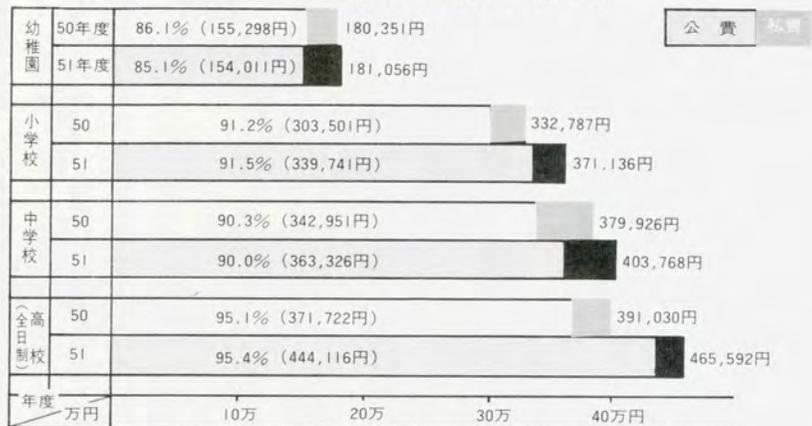
つまり、わたしたちが一旦、国や県、市町村に納めた税は、さまざまに形をかえて、わたしたちの生活に還元されているのです。

税負担の大小と、公共サービス

スによる受益の大小が直接結びつかず、あるいは、直接わたしたちのふところに還元されないことから、「とられるだけのもの」と考えられがちです。

このように、税は、わたしたちが社会国家の一員として、一定水準の社会生活を営んでいくためになくてはならないものですが、種類が多く、その仕組みもたいへん複雑になっています。

図1. 児童生徒1人に使われた税金



(資料：県教育委員会 地方教育費調査より) (注：私立を除く)

## 県税納付についての「ご相談は県税相談所へ」

税金は納期限内に納めていたただかなければなりません。次のようなときは、納税が猶予されたり、県税が減免される制度があります。もし、納期限内に納められない事情があるときは、一人で思案していることはありません。

とにかく県税相談所（各県税事務所内に設けてあります）へおいでください。できるかぎりのご相談に応じております。

### 納税の猶予

- ① 本人の財産が災害や、盗難にあったとき
- ② 本人や家族が、病気や負傷をしたとき
- ③ 事業に著しい損失を受けたときや、廃業又は休業したとき

### 県税の減免

● 個人事業税：(1)納税者本人が身体障害者手帳の交付を受けている人などで、個人事業税

## 自動車をお持ちの方と自動車を販売される方へ

自動車税は、陸運事務所に登録されている登録名義人に課されます。

登録と実態の違いからくる自動車税のトラブルをなくすため次のことに、ご協力ください。



- 自動車スクラップに出されたり、使用できない状態になったときは——『まつ消登録の申請』を
- 自動車を他人に譲り渡したり

## 納税時期です

### 個人事業税第二期分

十一月三十日(木)は、個人事業税、第二期分の納期限です。

お近くの金融機関（郵便局を除く）又は、県税事務所の窓口で納めてください。

なお、次のような、便利な納税方法があります。

その一、口座振替制度の利用  
個人事業税と自動車税は、金融機関の預金口座から自動的に税が払い込まれる口座振替を、ご利用ください。

その二、納税貯蓄組合への加入  
日頃から、計画的に納税資金を準備し、スムーズに納税できるように、納税貯蓄組合へ加入して納付する方法です。

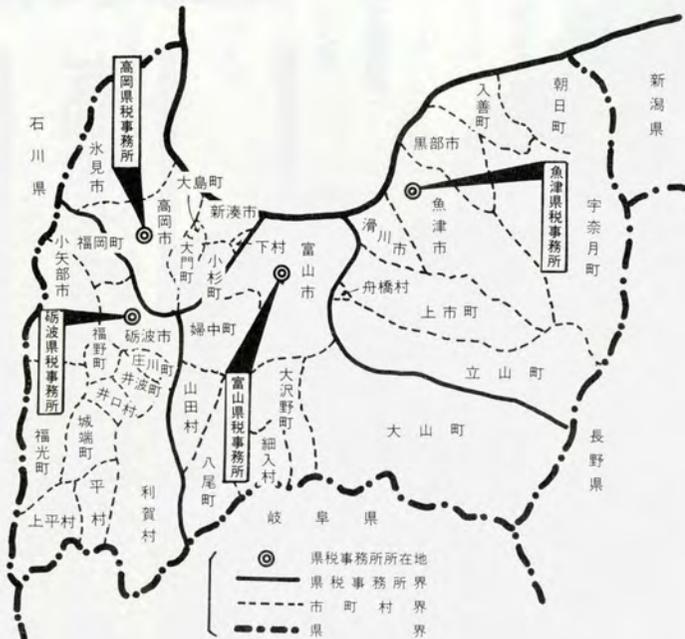
この組合には、県から補助金が交付されることになっています。

- 自動車税・自動車取得税：障害の程度が一定の基準以上の身体障害者等が所有する自動車で本人又はもっぱら本人のためにその家族が運転する場合
- ほかに、所得税や住民税について災害減免、雑損控除、医療費控除などの制度があります。

\* \*

その他、詳しいことは、下記の県税事務所へおたずねください。

## 県税の所管区域図



事務所等	所在地
富山県税事務所	富山市舟橋北町1-11 TEL (0764) 41-2551
高岡県税事務所	高岡市赤祖父2-1-1 TEL (0766) 21-9411
魚津県税事務所	魚津市新宿10-7 TEL (0765) 24-5311
砺波県税事務所	砺波市幸町1-7 TEL (07633) 3-5151



# 高岡城の枅方濠秘聞

ぶん・石崎直義  
え・久米宏一

●お母さんと子どもの対話のページとしてご利用下さい。

## 解説

高岡城築造にまつわる伝説である。実説とはいいにくいですが、湧水の神秘が竜女の出現として語られたものであろう。

むかし、むかし、いまから三百五十年ほど前にあつたと。

前田の殿さま、二代目の利長侯が高岡の関野に大きな城をつくられたときのことじゃつた。

約八カ月ほどかかつて、城地に土を盛り、まわりに濠をめぐらせて、建物も見事にてきあがつた。

そこで、いよいよ濠に水をためて仕上げようとした。大手門の入口の右手を枅方(正方形)に深く掘って湧き水を出そうとした。ところが思うとありに湧き出て来なかつた。

家来たちも人夫たちも困つて、さらに深く掘つたが、やはりうまくいかなかつた。みんな思案に余つて、じつと見つめているばかりだつた。

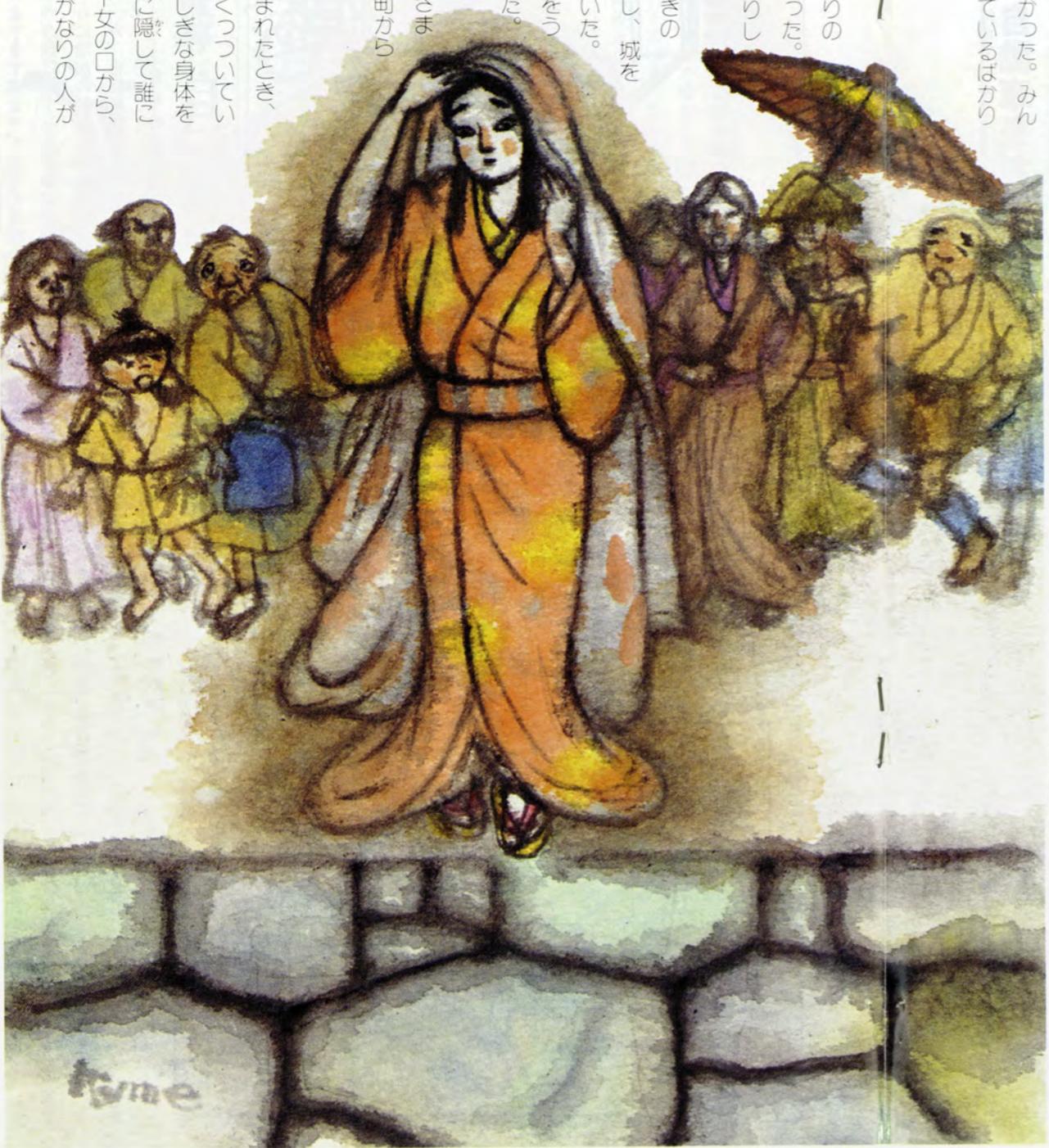
枅方濠の中を水がみだし、くるりの濠も満々と水がたたえられていった。見ていたものはみんなびつくりしてふしぎががつた。

すると、枅方の湧き水の渦巻きの中から、大きな竜女が姿を現わし、城を見上げながら満足そうになつた。やがていぶし銀いろの鱗の身体をうねらせて、水底へ沈んでしまった。

このふしぎな出来ごとは、殿さまの耳にもはいり、また、高岡の町から国中へ伝えられていった。

ところが、実は、この娘が産まれたとき、首すじに銀色に青光る鱗が三枚くつついていたさつである。家の者たちはふしぎな身体を持って生まれた子として、他人に隠して誰にもいわなかつた。だが、産婆や下女の口からいつのまにか伝えられたので、かなりの人が知つていた。みんな

「あのお嬢さんは、きつと竜の子の生まれがわりかも知れん」と陰の噂をしていたことごとく、



そのとき、きれいな身なりをした美しい娘が、召使いの男と女を連れて、新しい城の出来上りを見物に来ていた。これは、氷見の大きな物持ちの家に、蝶よ花よと育てられた一人娘であつた。

先ほどから、武士と人夫たちが心配そうにしている様子を見ていて、何か考えこんでいるのだつた。そのうちにとつせん、

「これほどの深さなら、わたしにちようどよいわ」とひとりごとをいうと、いきなり、つかつかと見物人たちをかきわけて、濠のふちへとび出していった。

付きそつていた召使いの者はびつくりして

「お嬢さま、どこへいきなさる。そんなことをしては危いですぞ。濠の底へ落ちたらたいへんたいへん」といつて、うしろから抱きとめようとした。

武士と人夫たちも、「どこへ出てくるのじゃ、娘の身で近よつてはならぬぞ。さがれ、さがれ」とおしどめようとした。

だけど、娘はそれらをふりきつて、枅方の深い底をめぐけて、身を投げたのであつた。

それと同時に、にわかにも「コオツと地ひびきかして、見る見るうちに、水がどつと渦巻いて湧き出した。そのあとはたちまちにして

「やはり竜女の姿にもどらつしやつたのだろつ」とうなづいていた。

語つてそつそつものごとがたり。

# 安全な自転車の乗り方

## 《その1》

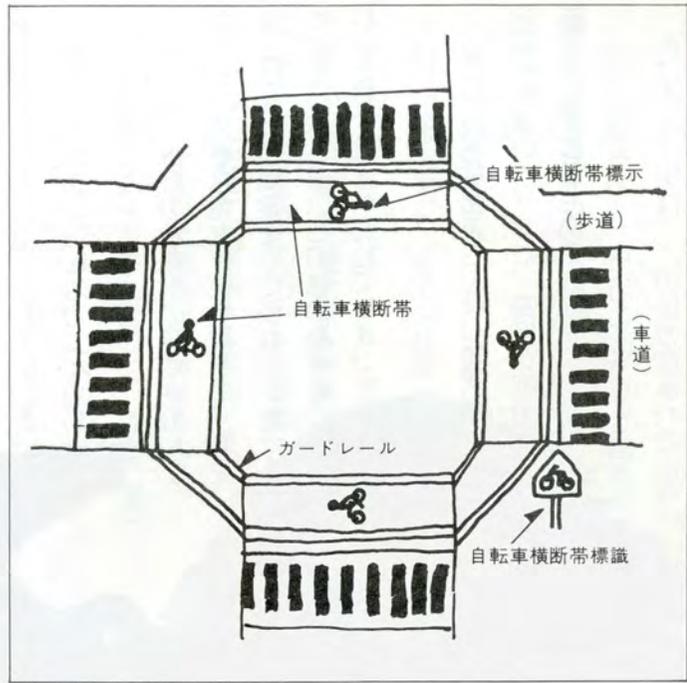
自転車は私たちにとって、手軽で、健康的、かつ、便利な乗物で、通勤、通学、買物あるいはレジャーにと、その利用価値がますます高まり、全国の自転車の台数は四千三百万台に達しさらに増加の傾向にあります。一方、自転車利用者による交

### 自転車の通行方法

通事故も年々多発化の傾向を示しています。自転車の通行の安全確保は、今ゆるがせにできない問題であると同時に、自転車利用者の運転マナーの向上を望む声が次第に高まってきました。そこで今回、道路交通法の一部が改正さ

れ（施行：昭和五十二年十二月一日）総合的な自転車対策がはつきりと規定されました。内容は、道路交通としての自転車の位置を明確にしたほか、自転車の通行についての規定の整備や、その他の交通方法についての規定が合理化され、自転

車の交通事故の防止が強く打ち出されました。そこで今回はまず改正される条項のうち、特に自転車の通行の安全の確保と関係の深い規定について述べ、次回に自転車の安全な乗り方全般についてとりあげることといたしました。



#### ① 自転車及び自転車横断帯の定義（新設）

ア、普通自転車：車体の大きさ及び構造が総理府令で定める基準（長さ一九〇センチ、幅六十センチ以内、制動装置が走行中容易に操作でき、歩行者に危害を及ぼすおそれのある突出部がないこと）に適合する二輪または三輪の自転車。他の車両をけん引して

ないものをいいます。イ、自転車横断帯：自転車利用者の横断中の交通事故の防止等を図るため、歩行者にとっての「横断歩道」にあたる「自転車横断帯」を設けることができることとなりました。

#### ② 自転車横断帯による横断等の方法

自転車は、道路を横断し、または交差点を通行しようとする場合、付近に自転車横断帯があるときはその横断帯を通行しなければなりません。

#### ③ 交差点への進入禁止

普通自転車は、交差点への「進入禁止」の標示があるときは、この道路標示を越えて交差点へ入ってはなりません。この場合は、歩道に入って通行します。



#### ④ 歩道通行

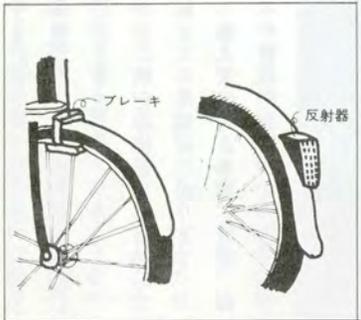
普通自転車は、標識等により通行することができることとされているところでは、歩道を通行することができます。その場合

合には、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げそうなきは、必ず一時停止しなければなりません。



#### ⑤ 自転車の制動装置等

自転車には、一定基準（前車輪及び後車輪を制動し、一定の距離で円滑に停止させる性能を有する）に合った制動装置と夜間一定の基準（夜間後方百メートルの距離から車両の前照灯で照射したとき反射光を容易に確認できるようにしなければなりません）



#### ⑥ 「自転車横断帯」を通行している自転車の保護

ア、自転車横断帯の直前で一時停止

（イ）車両等は、自転車横断帯に接近するときは、その直前で停止できるような速度で進行し、その横断帯により、道路を横断しようとしている自転車があるときは、その横断帯の直前で必ず一時停止しなければなりません。

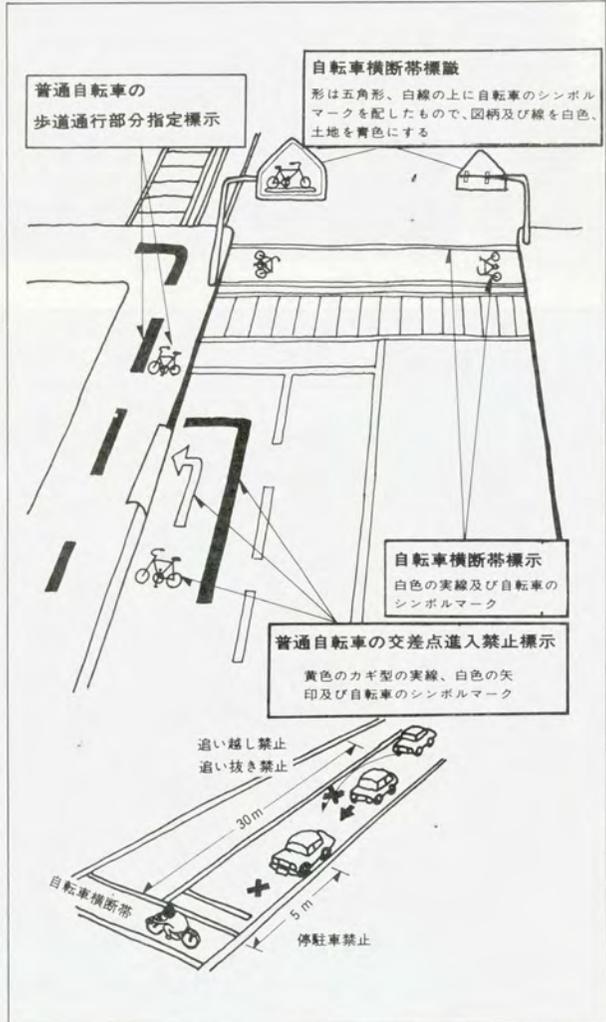
（イ）車両等は、自転車横断帯の



直前で止まっている車などがあるときは、その側方を通って前方に出る前に必ず一時停止しなければなりません。

ウ、駐停車の禁止：車両等は自転車横断帯とその前後の側端から五メートル以内は、駐停車が禁止されています。

エ、自転車横断帯への進入禁止：車両等は、進路の前方の状況により、自転車横断帯の中で停止しなければならなくなりそのときは、その横断帯に入ってはなりません。





果樹の  
植え付け

果樹は、一度植え付けると長年月にわたって、その場所で生産活動を営むので、園地の選定や植え付けにあたっては、能率よく作業を進めるとともに、生産態勢を備えておくことが大切です。

園地の選定は、排水がよくできて、水の確保が容易で、風害を受けないような場所を選ぶように心掛けましょう。

植え付け時期は、十一月から翌年の三月までの休眠期間が適期にあたりますが、年内の植え付けが活着が良いようです。

植え付け本数(表参照)は、地力、種類、品種等によって決定

するのですが、およそ、十アール当たり三十本植えを基準としておりま

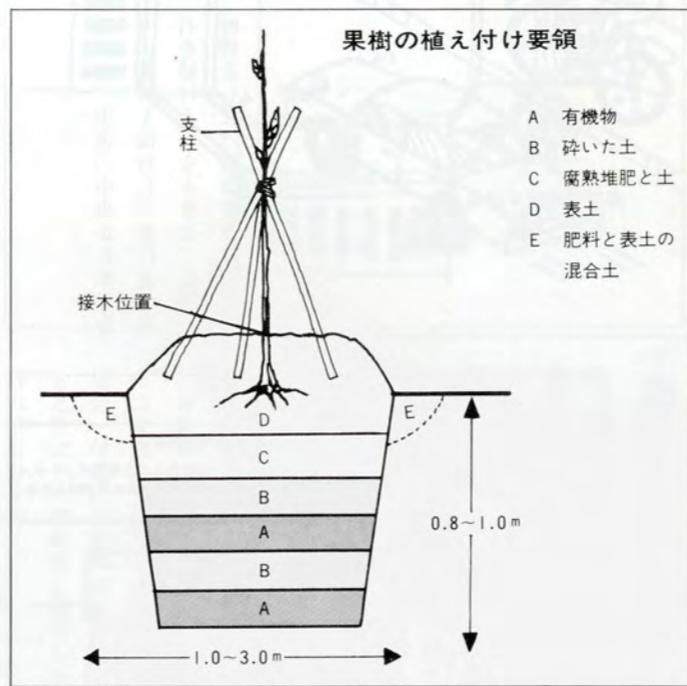
次に植える位置を決めたら、植え穴の準備にかかります。

植え穴の大きさは、種類、台木や管理の良否によって異なりますが、直径一〜三メートル、深さ八十センチに掘ります。また、植え穴には、腐熟堆肥等有機物を投入し、土とよく混ぜ合わせて

その上に石灰を(十アール当たり二百ポンド)散布して、かたく踏みつけますが、最初の高さよりも三十センチ盛り上がるため、盛り土が落ち着いてから図のように植え付けましょう。

苗木は、種類、品種、系統が正しく、地上部の発育が良好で根張りがよく、病害虫におかされていな

果樹の植え付け要領



主要果樹の栽植本数

種別	品 種	10 a 当り栽植本数			整 枝 法	備 考
		肥沃地	中庸地	やせ地		
なし	長 十 郎	12~15	16~20	21~30	主枝2~3本	整枝棚の高さ180~200cm主幹の高さ45cm主枝角度35°垂主枝角度60°垂主枝間隔100cm以上
	20 世 紀	10~12	13~15	16~20		
りんご	祝 旭	8~10	11~15	16~20	主枝3本 変則主幹形	第1主枝の分岐点80~100cm 主枝間隔 30~50cm 主枝本数 3本
	ゴールデンデリシャス	8~10	11~15	16~20		
	国 光	8~10	11~15	16~20		
ぶどう	樹勢の強い品種	4~6	7~10	11~20	X型4分整枝 傾斜地ではオー ルバック	棚の高さ 180~200cm
	" 中位 "	7~10	11~15	16~20		
	" 弱い "	10~15	16~20	21~30		
もも	高 倉	10~12	13~15	16~20	開心自然形	主幹の高さ30~50cm主枝分岐距離は約20cm以上、第1垂主枝の高さは120cm以上
	布目、砂子早生	12~15	16~20	21~30		
	大 久 保	15~20	21~27	28~33		
かき	渋 柿	6~10	11~15	16~20	変則主幹形または開心自然形	
	甘 柿	10~15	15~20	21~25		
うめ	稲 積	12~15	16~20	21~30	開心自然形	
	甲 州 小 梅	15~20	21~30	31~35		
くり	森 早 生	15~20	21~33		変則主幹形	整枝については同一個所上より2本以上分岐しないこと
	丹 沢 ・ 筑 波	10~15	16~20	21~33		
	銀 寄	15~20	21~33			

全国大会も可能  
県営弓道場を建設

呉羽山西側



▼県営弓道場予想図

弓道は古来、狩猟から武技として発達し、徳育・体育の近代スポーツとして盛んになってきておりますが、本県の弓道は、第十三回富山国体をはじめ全国的な大会において優秀な成績をあげている競技種目の一つです。

現在県内には幾つかの弓道場がありますが、遠的(大的)競技ができる射場がなく、また規模も小さいため、かねてから全国的大会も開催できるように大型の県営弓道場を建設してほしいとの関係者からの強い要望が

ありました。このため県では、今年度事業として次のような弓道場を建設中です。建設地は、富山市茶屋町(呉羽山西側、県埋蔵文化財センター裏)の緑豊かで小鳥の声が聞かれる閑静な環境の中です。弓



道場の概要は、次のとおりです。

敷 地 五千六七一平方メートル

構 造 鉄骨一部木造平屋建

建築面積 七七一・五平方メートル

施設内容 事務室、下足室、湯沸室、更衣室三、便所二、用具室、近的

竣工予定 五十四年三月末

射場、遠的射場、審判席二、審判控室、

矢取道、看的、的場

あづち、遠的矢止

近的(二八〇)十人立

遠的(六〇)六人立

五十四年三月末



昭和53年7月1日地点  
 単位《宅地》1平方メートル当たり：円  
 《林地》10アール当たり：円  
 \*変動率は前年比(%)

凡例

住	住宅地	準	準工業地
見	宅地見込地	工	工業地
商	商業地	調	市街化調整区域

地価調査の詳しい内容については、各市町村の窓口で、下表に掲げた標準価格のほか、調査地点の位置を書き込んだ地図や周辺の状況を記載した書類などを見る事ができますので、大いにご利用ください。

地価調査

土地の標準価格

今年の地価調査結果が、十月二日付けで発表されました。これにより県内の地価の動きをみますと、前年同期と比べ平均二・七割(前年一・二割)上昇しております。

これを用途地域別にみると、住宅地が三・二割、宅地見込地が三・三割とやや高めとなっていますが全体的に、地価は、おおむね安定的基調で推移しています。

この地価調査は、毎年七月一日時点における土地の正常な価格を公表し、地価公示価格(調査時点一月一日)と共に、一般の土地取引に際しての指標とすること等により、適正な地価の形成を図ろうとするものです。

所在地及び地番 (宅地)	価格	変動率	商	四方田町19ほか	15,200	2.7	準	港町13-3	21,800	1.4
【富山市】			準	湊入船町13-14	50,000	—	工	新片町1-4-3	8,700	2.4
住 芝園町1-5-4	55,000	3.8	見	萩原20ほか	16,000	1.3	調	庄西町2-83	10,100	1.0
住 鹿島町1-1-22	43,000	4.9	商	黒崎寺寺田町218-3	18,000	4.0	調	作道573-2	12,100	0.8
住 鶴島字茶木地1437-8	22,600	4.6	住	荒川字前田町141-1	41,500	3.8	住	本江字五反田町1399-6	27,200	4.6
住 太郎丸字伊地免割175-1	35,000	2.9	住	上富居字苗代176-1	20,600	3.0	住	北鬼江字稲作177-3	18,600	4.5
住 今泉122-1	32,000	—	住	豊田町1字前田町205-4ほか	27,000	3.8	住	住吉字尻井3103-2	16,000	3.2
住 赤田711-2	19,500	3.7	住	下赤江町1-4-19	13,500	1.5	住	釈迦堂1-1316	93,000	4.5
住 堀川町字鳥木割708-2	26,000	4.0	工	下赤江町1-4-19	13,500	1.5	商	釈迦堂1-1316	93,000	4.5
住 本郷町字椎木割281-6	22,600	5.1	調	城川原字紺野割7-6ほか	20,200	1.0	準	上村木字天野659-4ほか	31,500	3.3
住 堀川小泉町2-3-12	38,000	2.7	住	新庄町字銀座464-1ほか	15,500	1.3	住	朝日本町14-4	35,000	2.3
住 大泉東町2-19-21	39,000	2.6	住	任海字株原割878-8	6,800	1.5	住	窪1223	13,500	3.8
住 山笠字西田割293-7	14,000	3.7	住	城村字砂田割68-4	9,900	2.1	住	谷口字下田割11-1ほか	2,500	2.0
住 山笠字浦田割244-5	24,000	4.3	住	水橋専光寺195-2	3,550	1.4	住	五石字西瀬先割00-3ほか	50,000	2.0
住 秋吉字大曲割297-3	15,000	3.4	住	浜黒崎871	4,080	2.0	住	日俣字柿木沢割38-1	6,800	4.6
住 町村148	14,800	2.8	住	金山新字東島割110-1ほか	8,500	0.0	住	米沢字窪田割7-9	10,100	4.1
住 藤木字上見割240-5	14,500	3.6	住	平岡字野下114-1ほか	2,700	0.0	住	利田559	4,300	2.4
住 新庄町字庚申164-3	18,000	5.9	住	【高岡市】			住	谷口字下田割11-1ほか	2,500	2.0
住 向新庄64-12	20,800	4.5	住	中川本町4-4	39,500	3.1	住	五石字西瀬先割00-3ほか	50,000	2.0
住 手屋69-1外	15,700	3.3	住	蓮花寺71-3ほか	24,000	—	住	日俣字柿木沢割38-1	6,800	4.6
住 奥井町13-23	30,700	4.8	住	出来田114-3	14,600	4.3	住	米沢字窪田割7-9	10,100	4.1
住 奥田町18-18	29,500	3.5	住	清水町3-5-35	28,500	5.6	住	利田559	4,300	2.4
住 下新北町8-51	21,700	3.3	住	木津236外	20,300	4.1	住	谷口字下田割11-1ほか	2,500	2.0
住 下赤江町2-13-22	18,100	3.4	住	瑞穂町10-7	36,000	2.9	住	五石字西瀬先割00-3ほか	50,000	2.0
住 豊田字西田割125-81	17,500	2.9	住	あわら町2-12	40,700	3.0	住	日俣字柿木沢割38-1	6,800	4.6
住 蓮町字百十歩割746	13,500	3.8	住	宝町2-27	40,500	3.8	住	米沢字窪田割7-9	10,100	4.1
住 森字養寺割960-3	11,700	4.5	住	角字宗平51-5	15,700	4.7	住	利田559	4,300	2.4
住 中田字東龜田67-9	11,900	3.5	住	大町13-31	33,500	1.5	住	谷口字下田割11-1ほか	2,500	2.0
住 水橋町中村町字西沼230-1410	10,700	3.9	住	開路本町4-6	19,000	5.6	住	五石字西瀬先割00-3ほか	50,000	2.0
住 草島字畑割568-3	7,900	3.9	住	立野字東筋2756	12,100	3.4	住	日俣字柿木沢割38-1	6,800	4.6
住 四方二番町39	12,600	3.3	住	中田字木村4782ほか	8,200	2.5	住	米沢字窪田割7-9	10,100	4.1
住 北代字村巻340-1ほか	11,000	3.8	住	伏木古府元町5-33	14,700	3.5	住	利田559	4,300	2.4
住 呉羽町字小竹堤3918-107	15,700	3.3	住	伏木一宮1-4-36	19,600	3.2	住	谷口字下田割11-1ほか	2,500	2.0
住 呉羽町字山崎5795-14	24,000	4.3	住	戸出狼字焼野島191-1ほか	8,200	2.5	住	五石字西瀬先割00-3ほか	50,000	2.0
住 吉作300-2	166,000	4.4	住	戸出町5-9-26	10,000	2.0	住	日俣字柿木沢割38-1	6,800	4.6
住 安養坊字寛懸357-18	21,700	2.4	住	野村1752-1	19,000	—	住	米沢字窪田割7-9	10,100	4.1
住 駒見字一番割349-4	18,600	1.1	住	未広町8-11	592,000	2.1	住	利田559	4,300	2.4
住 本郷新9	11,000	4.8	住	本丸町4-6	102,000	—	住	谷口字下田割11-1ほか	2,500	2.0
住 小杉232-1	11,300	2.7	住	小馬出町79-1ほか	102,000	0.0	住	五石字西瀬先割00-3ほか	50,000	2.0
住 藤木字上見割232-1	9,800	3.2	住	伏木銅町9-11	42,500	1.2	住	日俣字柿木沢割38-1	6,800	4.6
住 犬島字東高運坊割30-1ほか	9,500	4.4	住	戸出町3-10-12	37,000	1.4	住	米沢字窪田割7-9	10,100	4.1
住 中央通り1-5-11	820,000	2.5	住	中田字木村4822-1ほか	14,500	1.4	住	利田559	4,300	2.4
住 桜木町8-7	242,000	2.1	住	石瀬22-5ほか	15,600	4.0	住	谷口字下田割11-1ほか	2,500	2.0
住 安住町7-36	91,500	2.8	住	昭和町1-3-52	22,600	1.8	住	五石字西瀬先割00-3ほか	50,000	2.0
住 牛島町11-10	71,000	4.0	住	美幸町1-1-17	30,800	1.7	住	日俣字柿木沢割38-1	6,800	4.6
住 北新町1-2-29	90,000	2.9	住	下黒田字川原885-7ほか	16,400	2.5	住	米沢字窪田割7-9	10,100	4.1
住 泉町2-3-16	47,700	3.0	住	能町字飛田871-2	20,000	—	住	利田559	4,300	2.4
住 五番町3-2	74,000	1.4	住	太田字沢4919-21	10,800	1.9	住	谷口字下田割11-1ほか	2,500	2.0
住 西山王町6-3	63,500	2.8	住	五十里東町133	9,800	3.2	住	五石字西瀬先割00-3ほか	50,000	2.0
住 千石町3-5-8	90,000	0.6	住	佐加野字宮ノ前1355ほか	5,800	3.6	住	日俣字柿木沢割38-1	6,800	4.6
住 花園町3-2-9	106,000	3.9	住	長江67	9,700	1.0	住	米沢字窪田割7-9	10,100	4.1
住 中野新町2-2-26	88,000	1.1	住	荒見崎268ほか	4,600	0.0	住	利田559	4,300	2.4
住 五福字才勝割1922-1ほか	67,000	1.5	住	【新湊市】			住	谷口字下田割11-1ほか	2,500	2.0
住 石金字代官田割46-14ほか	90,000	1.1	住	八幡町1-15-2	29,500	3.5	住	五石字西瀬先割00-3ほか	50,000	2.0
住 上富居字大根2-35	16,000	3.2	住	桜町8-8	32,700	3.8	住	日俣字柿木沢割38-1	6,800	4.6
住 東岩瀬町字新川町312	41,000	0.0	住	堀岡古明神字村下333-1ほか	7,800	2.6	住	米沢字窪田割7-9	10,100	4.1
住 水橋町字大町33ほか	23,700	2.2	住	中新湊6-18	77,000	1.3	住	利田559	4,300	2.4
			住	中央町1-14	52,000	0.0	住	谷口字下田割11-1ほか	2,500	2.0

住	片掛字権現2029	1,150	0.0	住	井波字東町2173-21ほか	10,000	4.2
商	榎原字中島1262ほか	4,800	0.0	商	本町1-45-1	39,000	4.0
【舟橋村】				【井口村】			
調	下国重字有金153-1	7,500	2.7	住	宮後130	4,100	0.0
住	仏生寺77-2	7,300	1.4	住	蛇喰153-1ほか	3,900	0.0
【上市町】				商	井口303-1	4,700	0.0
住	横法音寺字上川原2-3ほか	12,600	5.0	【福野町】			
住	上法音寺字中長1-3	9,800	3.2	住	字回り土居島434-1ほか	28,800	—
住	神田字上川原316	5,600	1.8	住	院林175	7,500	2.7
商	西中町字西中町59	52,000	0.0	住	本江408-12ほか	5,100	4.1
準	若杉字寺田8-9	7,000	2.9	商	字上町1619-1	69,500	0.7
【立山町】				準	二日町字中島1138-3ほか	11,500	4.5
住	米沢字窪田割7-9	10,100	4.1	【福光町】			
住	利田559	4,300	2.4	住	字殿嶺275-2	17,000	—
住	谷口字下田割11-1ほか	2,500	2.0	住	字五瀬761-4	13,900	3.0
商	五石字西瀬先割00-3ほか	50,000	2.0	住	荒木1276-1	17,900	2.9
準	日俣字柿木沢割38-1	6,800	4.6	商	字本町6906-1	82,000	7.5
【宇奈月町】				準	字桑木732	11,600	0.9
住	浦山字聖人割396ほか	7,100	0.0	【福岡町】			
住	舟見字大門4520-1ほか	4,400	2.3	住	福岡字掃部田2070-1ほか	12,500	3.3
住	字大坊1335-1	6,100	0.0	住	福岡字早稲田888-2	12,200	3.4
商	字桃源7-43	72,000	2.9	住	八日市島440	11,000	—
【入善町】				商	福岡字福岡島1078-7	40,000	1.3
住	入膳字上諏訪4620-6ほか	13,100	4.8	【下村】			
住	上野字八幡11477-26	9,200	3.4	調	山屋字山屋2387-3ほか	3,400	0.0
住	門山字広見4584-2	7,900	3.9	調	摺出寺字村腰193	2,800	0.0
商	泊字上金管369	70,000	1.4	【大島町】			
準	入膳字高登3223-2	15,200	0.7	住	小島58-5	12,500	4.2
【朝日町】				住	小島601-2	13,500	3.8
住	荒川字狐角地425-1	14,100	4.4	住	小島1070-1	11,600	3.6
住	東草野字島田80-3ほか	14,300	3.6	【城端町】			
住	横尾字穴下837-8	8,800	2.3	住	字西新田町358	23,600	0.0
商	泊字上金管369	60,600	1.0	住	字西上町460	25,000	2.0
準	道下字殿田847-1ほか	9,700	4.3	住	観音堂字正敷1-44	203,000	1.5
【八尾町】				商	字西上町504	71,000	2.9
住	水谷148	3,650	4.3	【平村】			
住	黒田37-2	3,800	5.6	住	上梨字家平615	6,000	5.3
住	福岡字上野724	5,350	2.9	住	上松尾字酢梨95	1,150	4.5
商	福島字表川原888ほか	28,500	1.8	商	下梨字馬庭場2193-3ほか	14,000	6.1
準	福島字川原312	5,100	2.0	【上平村】			
【婦中町】				住	西赤尾町字村中797-1	6,300	1.6
住	速星958-2	13,200	2.3	住	皆雑字萩平366-1	4,700	2.2
住	袋字宿免430-1	11,400	2.7	商	西赤尾町字村中154-1	6,700	1.5
住	分田266-3	12,000	—	【利賀村】			
見	羽根175-1	4,600	2.2	住	利賀字上島190-1	1,400	0.0
【山根村】				住	高沼字北山354	460	0.0
住	小島字南前田476ほか	2,300	0.0	商	利賀字上島345	1,500	0.0</

# 上手なクリーニングの利用法

消費生活センターには、クリーニングに関する相談が多く寄せられています。相談の内容は伸縮、変退色、汚染、しみ、変形、損傷、紛失など。しかし、こうしたクリーニング事故の中には、消費者の使用不注意によるケースもかなりあるようです。家庭における衣料管理の上からもクリーニングに対する正しい知識や扱い方を身につけたいものです。

## クリーニング事故の予防

### 繊維製品の購入時の注意

- (1) 繊維の組成表示や取扱表示を考慮して選ぶ。
- (2) 購入カードを作り表示や購入価格などの記入のほか端布も

### クリーニングの絵表示

ドライクリーニングができません。  
溶剤はパークロエチレン、または石油系のものを使ってください。

ドライクリーニングができません。  
溶剤は石油系のものを使ってください。

ドライクリーニングはできません。

- (1) 名前は必ず縫いこんでおく。
- (2) ポケットの中を調べておく。
- (3) 異質素材を組み合わせた製品はさける。

### クリーニングに出す前の注意



- (3) 特殊な加工のボタンや付属品は取りはずしておく。
- (4) 洗濯方法についての縫い付け表示のないものは、購入時に付いていた下げ札などで確認のうえ出す。
- (5) 汚れ、シミ、ほつれなどは、店と確認しておく。また、細かい部分の汚れなどはあらかじめ糸じるなどで目立ちやすいようにしておく。
- (6) スーツなど上下揃ったものは、

### 仕上ってきたときの注意

- (1) 業者の目の前で検品し、汚れ落ち、損傷、付属品の有無を確認して、苦情があれば即刻申し出る。
- (2) 宅配以外は仕上がり予定日後、できるだけ早く引き取る。
- (3) ポリ袋は保存袋ではなく、内部の湿気でシミがついたり、



- (7) 信用できる店を選んで、品物と引きかえに預り証を必ず受け取る。同時に、料金も確認しておく。また、和服、毛皮、皮革製品など品物の内容によっては、専門技術のある店を選ぶ。
- (4) 防虫剤は一種類だけとし、乾燥剤も忘れないこと。防虫剤は気化（ガス化）してはじめて防虫効果をもたらすものがあり、異なった成分のものを混ぜて使用すると液化して、

衣類にシミをつけるおそれがある。なお毛皮製品に乾燥剤を使用すると、乾燥しすぎて毛がバサバサになり、かえって

## 事故の起きやすい例

て逆効果となる。

取り扱い絵表示に、ドライクリーニングの禁止マークがついている衣料は、もちろんドライクリーニングはできませんが、そのほか事故の起き易い次の点にも注意しましょう。

- 1、フロック加工（ビロード風スエード風）は基布に樹脂を塗布した上、短い繊維を植毛したのですが、樹脂の種類によってはドライクリーニングによって硬化したり、毛羽が脱落したりします。

2、人造皮革はクリーニング処理によって多少収縮したり、風合が変化することがあります。特に塩ビレザーはドライによって

表1 耐用年数表（抜粋）

品目	年数
【一般用衣類】	
スーツ類(女子)	3
" (男子秋・冬)	4
" (男子夏・春)	3
コート類(レザー)	5
" (織物男子)	4
" (織物女子)	3
" (毛皮)	10
ワイシャツ類	2
ブラウス類	2
セーター類	3
浴衣・寝衣類	2
下着・肌着類(毛・メリヤス)	3
" (その他)	2
室内カウン(毛)	5
帽子(フェルト)	2
事務服・作業服	2
【幼児用品】	
スーツ・コート・ドレス類	2
【和服類】	
訪問着・礼装用衣類(羽織・帯を含む)	20
外出着類	10
普段着類(羽織・帯を含む)	4
【家具用品】	
毛布(毛)	5
" (その他)	3
シーツ・カバー類	2
カーテン(薄地)	1
" (その他)	3
敷物(毛)	10
" (その他)	2

7、防縮加工のしていない綿製品は水洗いで必ず縮むと考えるべきです。

## クリーニング事故が起きたら

全国クリーニング環境衛生同業組合は、消費者とのトラブルをさける意味で賠償基準を作っています。事故がおきたときはこの基準を参考にして交渉しましょう。賠償額の基準は、品物の再取得価格(同等の新品を現在購入するとした場合の価格)に品物の使用状況に応じた調整率をかけたものです。(表1及び

表2 使用状況に対応する調整率

耐用年数	耐用年数および使用月数						調整率			
	1	2	3	4	5	10	20	優秀	普通	劣等
使用月数	0~4	0~4	0~4	0~4	0~4	0~24	0~48	1.00	1.00	1.00
	5~7	5~7	5~10	5~13	5~16	25~48	49~96	0.85	0.75	0.60
	8~9	8~13	11~19	14~25	17~31	49~72	97~144	0.70	0.60	0.45
	10~11	14~19	20~28	26~37	32~46	73~96	145~192	0.50	0.40	0.30
	12~13	20~25	29~37	38~49	47~61	97~121	193~241	0.30	0.20	0.15
	14以上	26以上	38以上	50以上	62以上	122以上	242以上	0.20	0.15	0.10

例えば二万円の冬物女子スーツを五カ月間普通に着用しクリーニングに出して事故がおきたときは、表より耐用年数は三年で、調整率〇・七五を掛けた一万五千円が賠償金となるわけです。なお、品物が紛失した場合や品物の特殊なものはクリーニング料金の三十倍に相当する額を基準としています。

## 安易なクリーニング依存に反省を

衣類や繊維製品を長持ちさせるには、日頃の手入れが大切です。そのためには、同じ物を着つづけるよりも、一日は休ませて着るようにしたいものです。そして汚れやシミ、ほこり、湿気などは手まめに取り除きましょう。長く放置しておきますとクリーニングに出しても汚れがよく落ちなかつたりシミがでたりします。また、下着類や作業着、普段着など家庭で洗えるものは、できるだけ洗うようにしたいものです。その方がよく落ちる場合があります。そのほか、毛皮・皮革製品については、軽い汚れ程度ならブラッシングをしてからクリーナーや中性洗剤で軽くふくなどの手入れをおこなしましょう。アクセサリーなどを含めて、こうした製品のクリーニング料金は買うほどに高くなる場合もあります。

## ●県政のうごき——9月16日～10月15日

### 9月18日

#### ●9月定例県議会開催



9月定例富山県議会は29日までの12日間を会期と決め、中田知事から最近の経済情勢に対応した景気対策や雇用対策、県財政の現況と今後の運営等について提案理由の説明があり、次いで笹島議長辞職による議長選挙があり、上銘政雄氏（自民）が満票で選ばれました。

審議を重ねた同議会は、29日一般会計補正予算1210億719万9千円など予算案件や条例案件など原案通り可決しました。

### 9月21日

#### ●交通少年団誕生

##### ＝富山市八人町小学校＝

秋の交通安全運動が始まり、「人も



八人町小学校の交通少年団

車も自転車も、ルールを守って交通安全」をスローガンに、県内各地で交通事故を起さないようにと悲願をかけて、多彩な行事が催されました。

この日富山市八人町小学校の児童5・6年生13人（希望者）で「交通少年団」が結成され、通学路の交通事情調査や正しい自転車の乗り方等、児童のリーダーとなって児童に交通安全を指導していくことになりました。

団員たちは、オレンジ色の帽子に黄緑の制服姿で、団旗を手に早速交通事情調査に街へ出かけました。

### 9月28日

#### ●県健康増進センター 基本構想答申

高齢化社会へ対応するため、中高年齢者の健康づくりの拠点となる富山県健康増進センターの基本構想が、同センター基本構想策定委員会から中田知事に答申されました。

同センターの建設予定地は、富山市蜷川で、今年度中に敷地17,000平方メートルの造成工事を終え、54年度から建設工事に着手し、56年4月にはオ

ープンするように進められます。

なおこの日、同センター完成後に運営を委託する財団法人・県総合健康増進事業団（県と結核予防会県支部、県成人病予防協会、県医師会で構成。）が発足しました。

### 10月1日

#### ●県民会館内山分館が オープン

旧富山藩十村役であった内山家の



開館した内山分館

邸宅、庭園を富山県民会館内山分館としてオープンしました。（本号8～9頁参照）

### 10月1日

#### ●県緊急雇用対策連絡会議 事務局がスタート

昨年12月8日に発足した富山県緊急雇用対策連絡会議の事務局が、県庁労政課内におかれ、専任職員が配置され、当面する雇用問題に対処することになりました。

### 10月3日

#### ●北陸新幹線など着工へ前進 政府は新幹線整備関係閣僚会議を

開き、北海道、東北、北陸、九州、長崎の新幹線整備5線の着工を同時スタートさせる具体的実施計画を正式に決定しました。

昭和48年秋の石油ショックによる総需要抑制で、整備計画が決まりながら足踏みしていた新幹線の着工問題は約5年ぶりで一歩前進したことになります。

なお、近いうちにルートや駅の内示があると考えられ、あとは本格的

着工へ向けて、環境影響評価の実施、工事実施計画の策定等を急ぐことになります。

### 10月4日

#### ●完成間近い角川ダムに 「たん水」

魚津市鹿熊地内に48億余円の巨費と10年の歳月を費やして造られた角川ダムは、10月30日に完成式を迎えます。これに先立って「たん水」を始めました。11月中旬までに満水になりますが、ダム機能が働くようになれば、角川の流量は完全にコントロールされ、大雨のたびに悩まされた鉄砲水や家屋浸水などといった心配が解消されます。



### 10月12日

#### ●北陸自動車道 富山⇄敦賀間ノンストップ

北陸自動車道の金沢東インターと金沢西インター間が開通しました。

これで富山から敦賀まで187.5キロをノンストップで結ぶことになり、関西方面への所要時間が、かなり短縮されることになりました。

### 10月15日

#### ●こんにちは青春 友情の輪をひろげよう ＝ジャンボ・ヤング・ フェスティバル＝ 6回目のジャンボ・ヤン

グ・フェスティバルは、県民会館と県庁前公園一帯を会場に、22団体が参加、踊りや音楽、体力測定、もちつき等20コーナーを設け、終日賑やかに若さを発散させ、友情を交換しました。





# 花サボテン

下田義寛よしひろ 在・滑川高等学校  
一九〇cm×二三〇cm

下田義寛は滑川市高月の出身、美術院同人、東京芸大講師、院賞大観賞、山種大賞、文化庁買い上げなど数々の荣誉に輝く若手異色の日本画家である。

この「花サボテン」は美大在学中初入選の力作で、新鮮な素材、大胆な構図、描法も日本画絵具の極限と思われる盛り上げ厚描きの重厚な作品である。とくに濃茶褐暗緑と朱の織りなす情趣は妖しく美しい。

最近の画境は一段と躍進めざましく、当時の厚描きは変化し、幻想的に写実を超えた風景動物人物の交叉するダブルイメージの画想は彼の独創であり、頭腦的素材の駆使と大胆な沈金に映える紫淡茶緑の階調は、典雅な趣きを添えて沃麗、昏気楼の異名もある。将来の院展をになう期待される作家であろう。

佐藤良成

注：右端のサボテンの絵具が剥落しているが、作者に修復を依頼中です。

最近全国各地で、けん銃や刃物を使った殺人、傷害事件のほか、火薬類を使つての爆破事件などが多発しています。



富山県内でも昨年、包丁や果ナイフを使用した殺人、強盗、傷害事件等が二十九件発生し、

二十八名のものが検挙されています。

今年に入つてからも、富山市内の歓楽街や大沢野町の農家で殺人事件が起きており、依然として刃物など凶器を使用した犯罪があつて絶つていません。

こうした犯罪をなくするためには、なんといっても県民のみ皆さんの積極的な協力が必要であります。お互いにつきのことから十分注意しましょう。

- 1、銃や刃剣類の保管は厳重に盗難にあわないように保管管理を厳重にし、家族にも勝手に触れさせない。
- 2、除草剤(塩素酸塩類)の保管管理は厳重に  
除草剤は爆発物の原料として悪用されることがあります。家人にも危険ですから、保管、取扱いは十分注意する。
- 3、凶器となる日用品などの保管はしっかりと  
身の回りには包丁、鎌、果物ナイフ等使い方によっては凶器となるものが沢山ありますので

- 三、猟場での注意  
(一) 猟場の移動は、必ず銃から弾を抜いて行うこと。  
(二) 正しく発射するとき以外は、必ず銃に覆いかぶせるか、ケースに入れて携帯すること。

- 四、昭和五十二年度狩猟期間中の事故・違反の状況(主なもの)  
・人身事故 一件

- 二、銃器・火薬類の適正な保管  
(一) 銃の保管は必ず施錠ができる保管庫に収納し、自分以外の者には絶対に取扱わせない。  
(二) 火薬類と銃は別々に保管すること。

人目につかないところに保管する。  
4、不用な刃物や凶器となるものを  
最近、護身用といって、手かぎ、木刀、刃物を持ち歩く人が

持っているとちよつとした争いからこれを使用して、とりかえしのつかない結果を招くことになりかねません。  
5、みんなで凶器使用犯罪をなくそう

「持たない」「持たせない」  
運動を地域ぐるみで展開し、みんなで監視することが大切です。



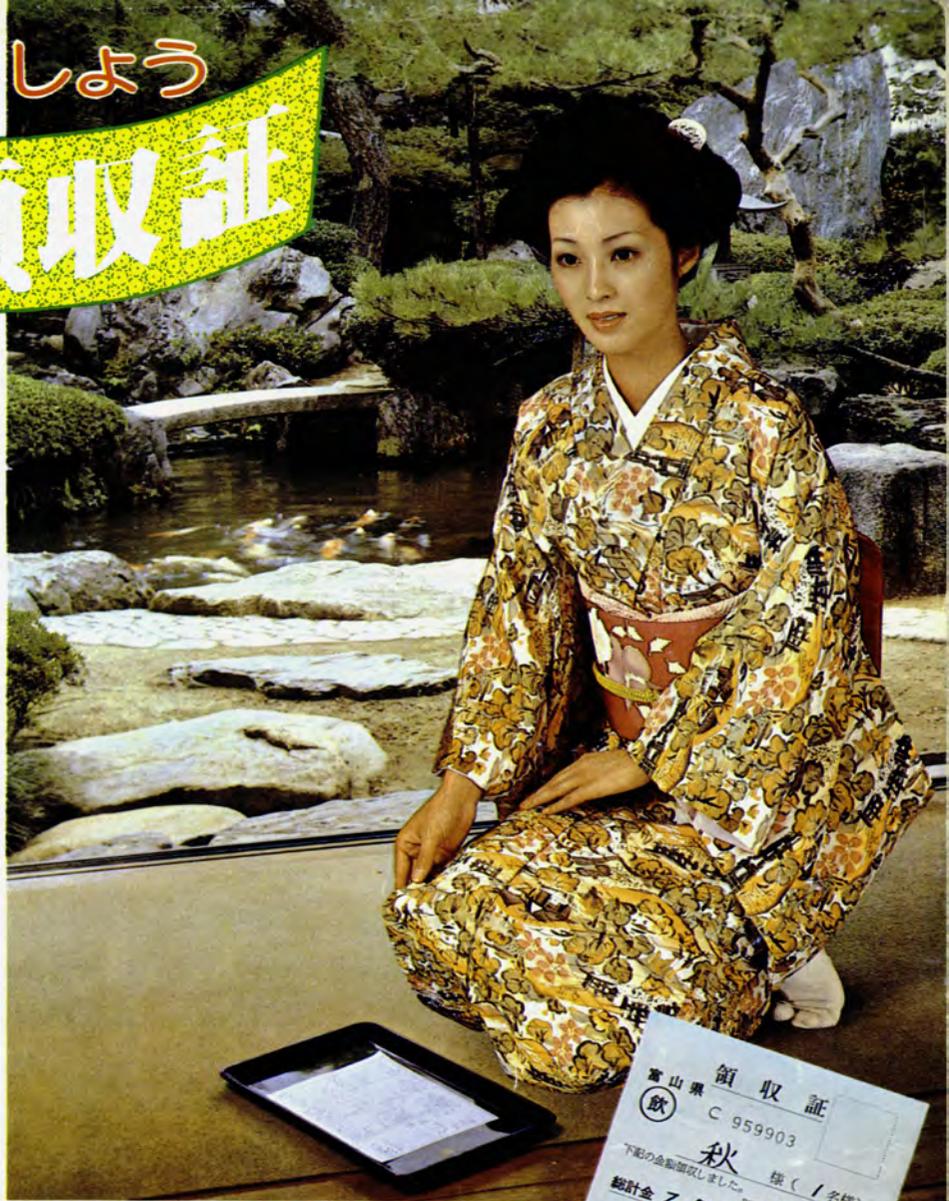
十一月十五日から狩猟が解禁になります。ルールを守り事故・違反のないようお互いにつきのことがらに気をつけましょう。  
一、銃器の取扱いは慎重に  
(一) 出猟前には必ず銃を点検し、機能の完全なものを使用する。  
(二) 目的物以外のものには絶対に

銃口を向けない。  
(三) 矢先の安全確認の励行と跳弾発生のおそれのある場所など不安な場所での銃は避け  
(四) グループでの銃は、常に同行者の位置に注意し、お互いに連絡をとりあうこと。

(三) 休憩時には、銃を常に身近に置き、置き忘れないよう注意すること。  
四、昭和五十二年度狩猟期間中の事故・違反の状況(主なもの)  
・人身事故 一件

受けとりましょう

# 公給領収証



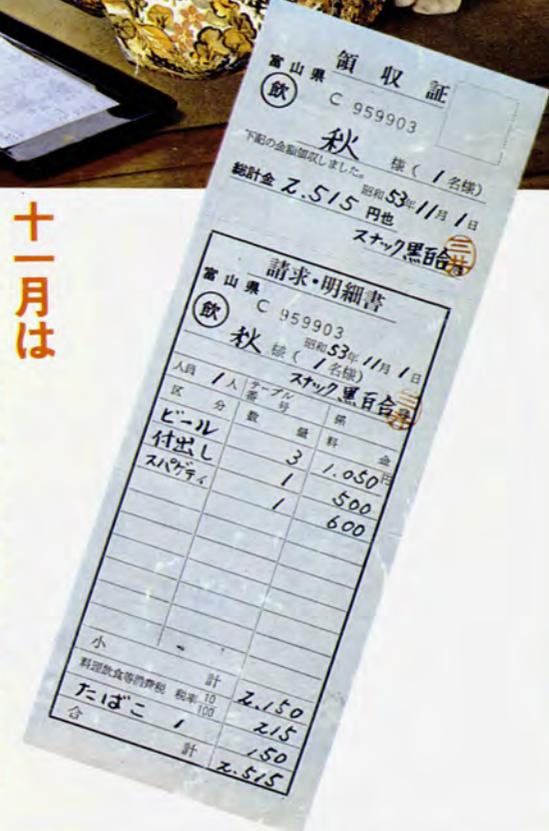
## 公給領収証とは

公給領収証は、わたしたちが料理店、旅館（ホテル）、バー、キャバレー、寿し屋、レストラン、その他の飲食店を利用して飲食したり、宿泊したとき、あるいは、仕出し屋等から仕出し（出

## 公給領収証を

### 受けとると

料金の明細を知ることによって明確な支払いをすることができ、県



## 十一月は「公給領収証完全交付強調月間」

公給領収証の発行は、飲食店等の経営者に義務づけられていますが、県民のみならず、飲食店等を利用されたときは、必ず受け取るよう心掛けて、この運動にご協力ください。

前）をつけたとき、これらの店の経営者、その代金と、消費税の料理飲食等消費税を受け取った証しにお渡しすることになっている、法律で定められた領収証です。

には、県政推進のための大切な税が確実に納められることとなります。